## 令和8年度に入学される方へ

# 高知県高等学校等奨学金制度のご案内

高知県教育委員会では、高等学校、高等専門学校等への進学・修学を希望し ながら、経済的な理由で修学が困難な方に対し、奨学金を貸与しています。

- **貸与対象者**  $[(1) \sim (4)$  すべてに該当する方が対象となります。]
  - 令和8年4月に高等学校(特別支援学校の高等部を含む。 高等専門学校、専 修学校の高等課程の第1学年に入学される方
  - 保護者が高知県内に居住している方
  - 経済的な理由により修学が困難な方(※詳しくは、裏面1をご覧ください。) (3)
  - 日本学生支援機構による学資の貸与若しくは支給又は国・県からの奨学金の貸与 (4) を受けていない方(母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の就学支度資金及び高知県生 活福祉資金貸付制度の教育支援資金のうち就学支度費は除きます。)
    - (注) ア
- 専修学校の高等課程については、裏面2をご覧ください。 申請者の多い場合は、選考により貸与できない場合があります。
  - 貸与の決定に必要な事項について関係機関で調査する場合があります。

## 2 貸与月額

入学を希望する高等学校等の奨学金区分の中で、貸与月額を選ぶことができます。

奨学金区分	貸 与 月 額
国公立	18,000円 又は 23,000円
私立	30,000円 又は 35,000円

※貸与する奨学金は 国公立及び私立とも に「無利子」です。

#### 貸与期間

令和8年4月から正規の修業年限までとします。

## 奨学金の返還

この奨学金は、貸与するものであり、貸与終了後必ず返還しなければなりません 奨学金の貸与が終了してから6か月を経過後、20年以内で貸与金額に応じて県元めた期間により、月賦、半年賦、年賦又は一括で返還していただきます。

なお、それぞれに指定した納期限までに返還しなかった場合は、延滞した日数に応 じ、年10.95%の割合で計算した延滞利子を別途お支払いいただきます。

例:

奨学金区分	貸与月額	貸与総額	返還年数	返還月額
国公立	18,000円	648,000円	9年	6,000円
	23,000円	828,000円	10年	7,000円
私立	30,000円	1,080,000円	11年	9,000円
	35,000円	1,260,000円	12年	9,000円

**申請手続**(※裏面3をご覧ください。)

申請書(中学校等にあります。)に次の書類を添付して、在学する中学校へ提出して ください。提出期限については、学校の指示に従ってください。

- 誓約書(連帯保証人の印鑑登録証明書[発行日が申請時から3か月以内のもの]を添付。 (1)
- 世帯全員の収入・所得を証明する書類(収入・所得証明書等【※源泉徴収票は不可】) (2)
- 世帯全員の住民票(発行日が申請時から3か月以内のもので、「続柄表示」及び (3)「世帯全員の住民票である」旨の記載がなされていること。) 【個人番号(マイナン バー)不要】
- 申請者本人名義の預金通帳の写し(四国銀行・高知銀行・高知信用金庫・農業協同 (4) 組合・みずほ銀行のいずれかに限る。)

#### 貸与の内定

内定者への通知は、在学する中学校を通じて行います。通知の時期は令和8年2月 を予定しています。

#### 貸与の決定

令和8年6月頃に在学する高等学校等を通じて本人にお知らせする予定です。

## 経済的な理由により修学が困難な方

次の(1)~(4)のいずれかに該当する世帯の方が対象となります。

- 令和7年度に生活保護法に基づく保護を受けた世帯 (1)
  - ※返還を伴うものですのでケースワーカーに必ずご相談ください。
- (2)令和7年度に市町村民税を非課税(地方税法第295条第1項の規定による)とされた世帯
- (3)令和7年度に市町村民税を減免(地方税法第323条の規定による)された世帯
- 世帯全員の収入(所得)金額が次表に定める収入(所得)基準額以下である世帯 (4)

収入 (所得) 基準額表

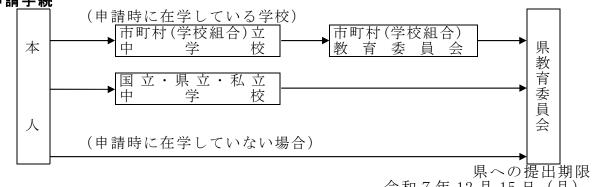
收入(川市)至午银女				
世帯区分	[給与・年金収入の場合] 収 入 基 準 額	[給与・年金収入以外の場合] 所 得 基 準 額		
1人世帯	3,190,000円	2,153,000円		
2人世帯	4,680,000円	3,304,000円		
3人世帯	5,760,000円	4,168,000円		
4人世帯	6,870,000円	5,083,000円		
5人世帯	7,810,000円	5,929,000円		
6人世帯	8,990,000円	7,040,000円		
7人世帯	9,940,000円	7,990,000円		
8人世帯	11,070,000円	9,120,000円		
9人世帯	12,200,000円	10,250,000円		

- **※** 次のア及びイの世帯については、上記の収入(所得)基準額に加算があります。
- 身体障害者手帳(1級・2級・3級) 精神障害者保健福祉手帳(1級·2級) の交付を受けている方がいる世帯 療育手帳 (A1・A2・B1)
  - →「**当該者1人につき 300,000円」**を基準額に加算することができますので、交 付を受けている手帳の写しを提出してください。
- 父母の一方又は父母以外の方が児童を養育している世帯
  - → 「260,000円」を基準額に加算することができますので、その旨を証する書類 を提出してください。(例:児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭医療費受給者証の 写し、民生委員の証明等)

#### 専修学校の高等課程

高知県高等学校等奨学金の対象学科としてあらかじめ認定されている学校が対象と なります。詳しくは高等学校課にお問い合わせください。





令和7年12月15日(月)

## 在学募集

高等学校等へ入学後、奨学金の貸与を希望される方(新1年生等)を対象とした在学 募集は、令和8年4月に行いますので、在学する高等学校等にお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局 高等学校課 (TEL 088-821-4893)